

# CMAC 会議（2019 年 3 月）出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員  
公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長  
IASB・資本市場諮問委員会委員  
IFRS 解釈指針委員会委員

くまがい ごろう  
熊谷 五郎

## I. はじめに

2019 年 3 月 21 日、ロンドンにおいて国際会計基準審議会（IASB）の資本市場諮問委員会（Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。）が開催された。CMAC は、世界各国の財務諸表利用者の意見を IASB に対

して定期的にインプットすることを目的に創設された組織である。CMAC の会議は、年 3 回ロンドンで開催されるが、そのうち 1 回は世界作成者フォーラム（Global Preparers' Forum、以下「GPF」という。）との共同開催である<sup>1</sup>。

2019 年 3 月開催の CMAC 会議の議題は、図表のとおりである。

図表 2019 年 3 月 21 日開催 資本市場諮問委員会（CMAC） 議事一覧<sup>2</sup>

| 資料番号 | 時 間         | 議 事                          |
|------|-------------|------------------------------|
| AP1  | 9:00- 9:30  | IASB アップデート                  |
| AP2  | 9:35-10:30  | 採掘活動                         |
| AP3  | 10:45-11:30 | 資本の特徴を有する金融商品                |
| AP4  | 11:30-12:15 | 的を絞った基準レベルでの開示の見直し           |
| AP5  | 12:15-13:00 | IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」   |
| AP6  | 13:45-15:00 | IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の改訂 |
| AP7  | 15:15-16:25 | 共通支配下の企業結合                   |

出所：IASB

1 CMAC と GPF の共同会議は、例年 6 月に 2 日間にわたって行われるが、2019 年は 6 月 13、14 日に予定されている。

2 当日使用された資料及び議論の様子は、以下で閲覧、視聴が可能である。  
<https://www.ifrs.org/groups/capital-markets-advisory-committee/#meetings>

なお前回 2018 年 11 月 1 日に続き、今回も、筆者は、東京・大手町の IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの、ビデオ会議システムにて会議に参加した。時差の関係で、筆者が参加できたのは、AP5 の IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」までであったが、本稿では、AP6、7 の議題についても、CMAC 議事録を基に要点を紹介する。

## Ⅱ. 2019 月 3 月開催 CMAC・議事概要

### 1. 採掘活動 (AP2)

#### ■本セッションの目的

採掘事業各社に関しては、各国・法域の規制等の問題から、採用される会計方針がばらついており、グローバルな産業であるにもかかわらず、財務諸表の比較可能性が不十分である等の問題が指摘されている。本セッションの目的は、採掘産業関連企業（非鉄金属・石油・ガス等の鉱業）の財務諸表利用者が抱える課題について、IASB スタッフが理解を深めるために、CMAC メンバーからのフィードバックを得ることであった。

#### ■CMAC における議論

本セッションの議題は、①採掘事業プロジェクトの範囲、②会計方針のばらつき問題の解説、③追加開示に関する要望であった。

#### 採掘事業プロジェクトの範囲

採掘事業プロジェクトの範囲に、利用者にとって有用な開示とは何かに関する検討を含めることに、CMAC メンバーは概ね同意した。

採掘事業関連企業の財務諸表を理解するためには、単に鉱石、石油、ガスなどの調査費用や評価に関する会計情報の開示では不十分である、との声があった。採掘産業セクターのアナ

リスト・投資家は、財務情報を補完するものとして、企業の保有する埋蔵量、資源量等の Non-GAAP 情報を必要としている、との意見があった。また、気候変動に対する問題意識が過去 10 年にわたって高まってきたが、こうした傾向が、企業の保有する埋蔵量、資源量、鉱山・油田等関連資産の減損や耐久年数に与える影響が大きいことを踏まえ、IASB としても気候変動問題に取り組むべきである、という意見もあった。

それに対して、各社が開示している Non-GAAP 情報は標準化が難しいために、比較可能性、一貫性、入手可能性に難があり、投資家の財務諸表理解にあまり役立たないことも多い、との指摘があった。これに関連して、Non-IFRS 情報の標準化のために、サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board、以下「SASB」という。) の知見を活かすために、SASB と協力すべきではないか、との意見もあった。

筆者は、本件は極めて専門性が高い論点であるので、IFRS 実務記述書 1 号「経営者による説明」の見直しプロジェクトのように、専門家パネルを立ち上げるべきではないか、という意見を述べた。採掘業界の作成者や、関連するセクターアナリストからなる専門家パネルにおいて、プロジェクトの範囲や将来の検討事項を議論するほうが、IASB としても詳細かつ有益な情報を得られると思う、と述べた。

#### 会計方針のばらつき問題の解決

本セッションに参加した IASB 理事より、採掘事業各社の採用する会計方針のばらつきの問題を解決するにあたっての望ましいアプローチに関して質問があった。具体的には、開示を充実させることにより、財務諸表利用者に会計方針の差異を調整してもらうというアプローチと、会計基準の要求事項を統一することによ

て、実務の収斂を促すというアプローチのどちらが望ましいか、という質問であった。

それに対して、CMAC メンバーからは、開示の充実を支持する声が多かった。会計基準の改正により、現在行われている会計実務を収斂させることは困難であり、財務諸表利用者が自分で調整できるように情報開示を充実させるほうが現実的である、との指摘があった。

現行の開示に基づいて、会計方針の差を取り除くために、探査・経済性評価に関する支出を資本還元し、財務諸表を調整しているというメンバーがいた。それに対して、現行の開示レベルで、選択された会計方針の財務諸表への影響を調整することの困難さを指摘する声もあった。

#### 追加開示に関する要望

財務諸表利用者が会計方針の差異を調整するためには、減損その他の要因で、費用計上または除却した金額、及び資本化した額の開示が有用である、との意見があった。

また、採掘活動に関する追加開示として、例えば鉱物の種類ごとに、生産コスト、損益分岐点、採算等の情報を開示して欲しい、との意見もあった。さらに、気候変動に関して、環境対策の現在及び将来コストに関する開示を求める声があった。

企業の埋蔵量や資源量の価値評価を行うに当たって、重要なインプットに関する感応度分析の追加開示を求める意見もあった。例えば、資源価格のボラティリティ等のリスク要因によって、資源量・埋蔵量の価値評価にどのような影響を与えるかに関する説明等である。これに関しては、CMAC メンバーのほぼ全員からの支持が集まった。

## 2. 資本の特徴を有する金融商品 (AP3)

### ■本セッションの背景

IASB は 2018 年 6 月 28 日、ディスカッションペーパー（以下「DP」という。）「資本の特徴を有する金融商品」(Financial Instruments with Characteristics of Equity、以下「FICE」という。)を公表した。

金融商品を発行している企業が金融負債と資本をどのように区別すべきかに関する会計基準としては、IAS 第 32 号「金融商品：表示」がある。IAS 第 32 号は、大半の金融商品について有効に機能しているものの、負債と普通株式（資本性金融商品）の両方の特性を組み合わせた一部のハイブリッド商品の分類においては、問題があることが指摘されてきた。

そのため IASB は、FICE・DP を公表し、IAS 第 32 号の分類結果を根本的には変えずに、ある金融商品が、負債又は資本性金融商品のいずれかに分類される理由について、明確な論拠を示すための枠組みを提示すると同時に、財務諸表本表での表示及び注記開示を通じて提供される情報を拡充させることを提案している。

### ■CMAC における議論

本セッションでは、財務諸表利用者から FICE・DP に寄せられたコメントの概要を紹介し、CMAC からの追加コメントと FICE・DP の提案に関して、IASB ボードが優先すべき事項について議論した。

CMAC メンバーは、IASB スタッフから報告された FICE・DP への財務諸表利用者の見解に概ね同意したが、以下の論点に関しては、追加コメントがあった。

#### 資本性金融商品の表示

株式デリバティブ商品等のハイブリッド商品に関して、包括利益の変動への寄与度分析に関する FICE・DP の提案に関しては、商品の複

雑性を理由に、財務諸表利用者からは強い支持が得られなかったことが、IASB スタッフより報告された。この提案に関しては、CMAC メンバーからも強い支持は得られなかった。

それに対して、筆者からは、日本の財務諸表利用者からは、このような寄与度分析は、特に株式投資家に対して有用であるとして、FICE・DP の提案を支持する意見があったことを報告した。

また企業が、自社株式を裏付けに発行するハイブリッド商品の公正価値情報に関しては、株式評価に有用であるとして、注記開示を望む声があった。

#### 金融負債から生じる収益・費用に関する表示

特定の金融負債から生じる収益・費用に関して、FICE・DP は、リサイクリングなしで「その他の包括利益 (OCI)」への表示を提案している。それに対して、財務諸表利用者からのフィードバックによれば、ほとんどの投資家は OCI の分析には注力していないとしていたが、CMAC メンバーも同じ意見であった。従って、仮にリサイクリングがあったとしても、当該提案は支持しないというのが、CMAC の結論であった。

それに対して、筆者からは、リサイクリングなしで OCI を用いるという提案は、当期純利益の業績指標としての有用性を低めることになるため、日本の財務諸表利用者は強く反対していることを報告した。

#### 注記における開示

企業清算時における金融負債と株式の優先順位に関する開示については、財務諸表利用者からのフィードバックでは、技術的な困難さを理由に否定的な意見が多かった。しかし、CMAC では、このような開示は有用である、とする意見が優勢であった。複雑なグループ構

造を持つ企業に関する開示の困難さについては、必要に応じて、事業子会社連結レベルでの開示を行うことで、回避可能ではないか、との指摘があった。

また、清算時における返済順位の開示が技術的に困難であるとしても、そのような事実とその理由に関する開示は有用であるというのが、CMAC としての結論であった。例えば、清算時における金融負債と株式の返済順位は、破産管財人の判断に従うという事実の開示が有用である、との指摘があった。そのような情報は、清算時の様々なシナリオの下で、当該金融商品の保有者が、回収可能価額を推定するのに役立つからである。

少数意見ながら反対論としては、清算時における返済順位に関する情報開示は、開示すべき情報量の肥大化を招きかねず、逆にハイレベルの要約情報では、開示の有用性や信頼性を損ないかねない、という指摘もあった。その理由は、企業にそのような情報を提供できない理由を説明させたところで、ボイラープレータ的な開示を招くだけであるからである。

#### 発行条件の開示

FICE の発行条件の開示に関して、企業の過大な開示負担に繋がる要求は避けるべきである、というコメントが、多数の財務諸表利用者から寄せられたことが、IASB スタッフより報告された。このような意見は、CMAC のコンセンサスでもあった。財務諸表の注記開示においては、主要な条件の要約と、企業の資本構造、資金調達構造に関する重要情報の開示に留め、電子開示において可能であれば、当該金融商品の発行目論見書へのハイパーリンクを付けて、相互参照するようにすることが望ましい、との意見があった。

### 特定のハイブリッド商品の分類

特定の累積型永久劣後債や優先株等の分類が変更される可能性に対して、財務諸表利用者から懸念のコメントがあった。このような意見に対して、現在の IFRS 上の分類がいかなるものであっても、財務分析上は、このような商品は金融負債とみなすべきである、との指摘があった。

このメンバーによれば、このタイプの金融商品には、それを利子と呼ぼうが、配当と呼ぼうが、毎期、一定額の支払負担が発生する。発行条件により一時的に支払を繰り延べたとしても、発行体が継続企業である限り、最終的には当該金融商品の償還時までに現金が支払われなければならない。以上の性質から見て、当該金融商品は負債とみなすべきである、というのがこのメンバーの見解であった。

また別のメンバーからも、銀行の自己資本規制上アッパー Tier 2 に分類される従来型の永久劣後債を例に、上記の見解を支持する意見があった。このメンバーも、従来型永久劣後債は負債としてみなしている、とのことであった。それとは対照的に、金融危機後に導入された、追加的 Tier 1 に分類される CoCo 債は、トリガーイベントが発生すると普通株式に強制転換されるので、エクイティとみなせるとしていた。

また、IASB スタッフによれば、FICE・DP 提案に基づく、特定のハイブリッド商品について、会計上の資本から負債へと変更される結果、これらの商品が早期償還されることで、市場が混乱することを懸念する声が、投資家より寄せられたという。こうした見方に対して、銀行業界のアナリストである CMAC メンバーより、バーゼルⅢのような段階的導入アプローチを取れば、そのような市場の混乱は避けられる、との指摘があった。一方で、意図せざる早期償還の結果生じる、企業の資金調達能力への

潜在的なインプリケーションには留意する必要がある、との意見もあった。

金額特性と継続企業の前提との間の相互作用に関しては、金額特性によって負債と資本の分類を行っても、継続企業の前提上問題になることはない、というのが CMAC の見解であった。

### 3. 的を絞った基準レベルでの開示の見直し (AP4)

#### ■本セッションの目的

IAS 第 19 号「従業員給付」、IFRS 第 13 号「公正価値測定」について、財務諸表利用者の視点から見て、あるべき開示目的は何か、またその開示目的に照らして、どのような情報が開示されるべきかに関して、CMAC メンバーの見解が求められた。

#### ■CMAC における議論

3 月の CMAC 会議に先んじて、IASB スタッフは、各国の財務諸表利用者にアウトリーチを実施し、その分析を基に議論をした。

#### IAS 第 19 号「従業員給付」

アウトリーチの結果、8 つの開示目的が識別されたが、CMAC メンバーの支持が集まったのは、「年金債務に関する将来予測」、「年金債務の見積値の決定」、「年金債務が企業のキャッシュフローに与える影響度評価」、「企業の提供する従業員給付制度が基本財務諸表に与える影響の理解」であった。

また、アウトリーチで目的適合的な情報として識別された項目のほとんどが、上記の開示目的に合致すると考える CMAC メンバーが多かった。さらに、企業が複数の従業員給付プランを提供している場合に、その差異に関する説明を開示すべきとすることにも CMAC メンバーの支持が集まった。また、年金基金理事会の同意がなされていたり、企業が既に予算化し

ている追加拠出金額についても、開示すべきである、との声が強かった。この情報は、将来フリーキャッシュフローの予測に特に重要であるからである。

その他に、感応度分析、年金債務に関する繰延税金資産、被買収時に想定される年金債務時価、親会社による子会社年金債務に対する保証等の開示を求める声があった。

#### IFRS 第 13 号「公正価値測定」

IAS 第 19 号に比べると、IFRS 第 13 号へのコメントは少なかった。各委員のコメントは散発的で、共通の問題意識や、個々の委員に強い不満がない、という印象であった。

IFRS 第 13 号の開示目的のうち、「公正価値測定に用いられるインプット、評価技法、金額の適切さを評価すること」、「公正価値測定される資産・負債、特に複雑なハイブリッド商品の性質、特性を理解すること」を支持する声があった。また、あるタイプの金融商品について、公正価値ヒエラルキー（レベル 1、2、3）ごとの残高情報、レベル 3 資産の期初・期末残高とその調整表、レベル 1、2、3 への振り分けに関する考え方等の開示を求める声があった。

また、IFRS 第 13 号の開示目的に適合的な追加情報として、「レベル 3 資産から生じた収益」、「レベル 3 資産に配賦された資本の額、及び当該レベル 3 資産のデュレーション」の開示を求める声があった。このような情報開示は、特に金融機関の財務諸表について、比較可能性を向上させるためである。また IFRS 第 13 号に関する情報開示は、大量になりがちであり、記述式の開示よりも表形式の開示の方が理解しやすい、との指摘があった。

#### 4. IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」(AP5)

##### ■本セッションの目的

IAS 第 37 号の改善プロジェクトの的を絞った範囲を決定するにあたって、CMAC メンバーの見解を問うことが目的であった。特に、

- 改訂版概念フレームワークに合わせて、IAS 第 37 号における負債の定義、及びガイダンスを修正すること
- 引当金を計上するにあたって使用する割引率に、自己のクレジットリスクを含むべきか否かを明確にすること
- 引当金の測定にあたって含まれるべきコストを明確化すること

について、IASB が議論すべきか否か、CMAC メンバーの見解が求められた。

##### ■CMAC における議論

改訂版概念フレームワークに合わせた負債の定義、ガイダンスの修正

IAS 第 37 号の負債の定義、ガイダンスを改訂版概念フレームワークに合わせて修正し、IFRIC 第 21 号「賦課金」も新しい適用ガイダンスによって置き換えるという IASB スタッフ提案には、一定の支持がある一方、強い反対意見はなかった。

一定期間にわたって発生する賦課金については、賦課金の支払義務が生じる行動を企業が起こした時点において、一括して引当金として計上するよりも、当該期間に実際に支払われる金額についてのみ費用計上すべきであり、毎期定額の賦課金が一定期間にわたって発生する場合であっても同様の計上をすべきである、というのが CMAC メンバーの見解であった。

一方、IASB スタッフより、概念フレームワークに合わせて、IAS 第 37 号の要求事項が見直される場合でも、一部の賦課金に係る負債については、支払ベースで一定期間にわたって

費用処理されるのではなく、従来どおり、発生時点で一括して引当金計上される見込みであるとの見解が示された。そのようなケースでは、資産が認識された時点以降の一定期間にわたって償却される。しかし、その会計処理については、それぞれの状況次第で変わり得ることであった。

また、「実務上回避する能力がない」という概念フレームワーク上の用語の意味について、CMAC メンバーより質問があった。それに対して、IASB スタッフより、IAS 第 37 号の「現実的な選択肢がない」という用語とほぼ同じ意味である、との説明があった。改訂版概念フレームワークに合わせて IAS 第 37 号の負債の定義、及びガイダンスを修正することになった場合に、この用語の見直しも併せて検討されることとなる、とのことであった。

割引率に自己の信用リスクを含めることの是非

自己の信用リスクについては、これを割引率に含めるべきではない、というのが CMAC メンバーのほぼ総意であった。割引率に自己の信用リスクを含めることによって、ハイリスクの企業ほど引当金が少なくなる等、直感に反する結果をもたらす、継続企業を前提とする限り有用な情報をもたらさない、割引率を不安定にさせる、等が理由であった。引当金の測定にあたって使用するべき割引率については、IAS 第 37 号の中で、より厳密に指定すべきである、との意見もあった。

引当金の測定にあたって含めるべきコストの明確化

CMAC メンバーの一人より、引当金の測定の現行実務についての質問があった。IASB スタッフより、「増分コストのみを引当金に含めている企業もあれば、その他の直接関連費用を配賦して計上している企業もあることは承知している。しかし、どちらの実務が一般的かまではデータがないので把握できていない」との説明があった。この論点に関しては、それ以上のコメントはなかった。

## 5. IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の改訂 (AP6)

### ■本セッションの背景

近年、財務情報に加えて、非財務情報・記述情報の重要性が高まっているが、IFRS 実務記述書<sup>3</sup> 第 1 号「経営者による説明」(Management Commentary、以下「MC」という。)の公表は、2010 年 12 月であり、近年の動向を反映していない。そのため、IASB は、昨年より MC 実務記述書の改訂プロジェクトを進めている。本プロジェクトを支援するために、IASB では、2018 年 7 月には、専門家からなる「MC に関する諮問グループ」(Management Commentary Consultative Group、以下「MCCG<sup>4</sup>」という。)を立ち上げた。

### ■本セッションの目的

本セッションの目的は、MC 実務記述書の改訂における以下の論点、すなわち、

- 財務業績、財政状態の概況に関する記述

3 IASB の公表する IFRS 実務記述書 (IFRS Practice Statement) は、報告企業が、IFRS に従って一般目的の財務諸表等を作成する際に、強制力のないガイダンスを提供するものである。現在 IASB が公表済みの実務記述書には、第 1 号「経営者による説明」(2010 年 12 月)に加えて、第 2 号「重要性の判断の行使」(2017 年 9 月公表)の二つがある。

4 わが国からも (みずほインターナショナル) の上田亮子氏、金融庁企画市場局企業開示課の藤岡由佳子企業開示調整官が委員として参加している。

- 業績予想とターゲットの開示
- MC とその他報告書との間の相互参照
- 税金関連情報

について、CMAC メンバーの見解を問うことであった。

## ■CMAC における議論

MC における財務業績、財政状態の概況に関する記述

MC における財務業績、財政状態の概況の現行実務について、IASB スタッフが識別した問題点については、全体として CMAC メンバーも同意した。しかし、それに加えて、以下の指摘があった。

- MC の記述と財務諸表の関連を理解することが困難な場合がある。そのような場合、マネジメントとの対話が必要になるが、必ずしもすべての財務諸表利用者がマネジメントと直接対話できるわけではない。
- 異なる期間で、情報に一貫性がない場合がある。従来使用してきた業績指標が好ましくない結果を示す場合に、好ましい結果になるように、マネジメントが業績指標を恣意的に変更してしまう場合がある。
- 無形資産の内訳に関する情報が不十分である。その結果、企業価値維持のための支出と成長のための支出の区別ができない。
- MC における財務業績の概況や、アーニングス・リリースに示される将来見込みが、財務諸表によって示唆される内容よりも過度に楽観的な場合がある。
- 市場環境、競争環境に関する情報が不十分であることが多い。

## 業績予想、ターゲットの開示

IASB スタッフは、業績予想やターゲットを、MC 以外の開示書類で公表している場合には、それらを MC においても開示することを

求めることを検討している。それに対して、CMAC では見解が分かれた。

このスタッフ提案に対しては、MCCG より、MC においてそのような開示を義務付けると、そもそも企業が業績予想やターゲットを、MC 以外の場所で開示する意欲を挫くことになるのではないか、という懸念が指摘されている。CMAC でも、MCCG の懸念を共有するメンバーがいた。

その一方で、スタッフ提案に賛成する声も聞かれた。その理由は、MC にこのような開示があることで、従来予想やターゲットが維持されているか、また、修正されたかを確認できるからである。また一部の企業が、MC において開示を強制されることを嫌い、業績予想やターゲットの開示を取りやめるとしても、MC における開示に求められる厳密さに沿って開示を行う企業のみが残り、結果として、開示される業績予想やターゲットの質が高まり、それは悪いことではない、という意見もあった。

## MC と他の報告書の相互参照

IASB スタッフは、企業によって公表される財務諸表やその他の報告書に含まれる情報については、MC においても、これらの報告書を相互参照することで対応すべきである、との提案を行っている。この提案に対して、CMAC でも、そのような相互参照は有用であり、無駄な重複を回避できる、と賛同する声があった。他の文書との相互参照に関して、CMAC メンバーからは、

- 過度な相互参照は避けるべき
- 相互参照先から別の相互参照先に飛んで、相互参照の連続になることは避けるべき
- 電子開示においては、双方向の相互参照を利用すべき
- 相互参照される情報は、明確に識別されるべき

- 重要な情報については、相互参照ではなく、MCの本文として取り込むべき
  - 相互参照が各国法規制上どう取り扱われるかは、十分に留意するべき
- 等の様々なアドバイスがなされた。

## 税金関連情報

MCにおいて、詳細な税金関連情報の開示を求める声が大勢であった。特に、実際に支払われた税額に基づく税率と、発生ベースの実効税率が異なる場合には、利用者がその差異の発生要因を理解し、差異が将来も継続するの可否かを判断するための情報が必要である、という指摘があった。マネジメントに税率の予想を行うことを求めているわけではなく、ほとんどのメンバーが現在の税率の持続性や、税率を変動させる要因を理解することが必要である、との考えであった。また、その目的を達成するために、開示すべき税金関連情報として、

- 地域別内訳（損失が出ている場合には、地域別の損失額）
- 税制上の優遇措置、減税、税額控除等に関する情報
- 税金を巡る訴訟に関する情報
- 繰延税金資産、税務上の繰越欠損金に関する情報

等が示唆された。

## 6. 共通支配下の企業結合（AP7）

### ■本セッションの目的

「共通支配下の企業結合」（Business Combination Under Common Control、以下「BCUCC」という。）とは、共通の支配企業（親会社）を有する子会社同士の企業結合を指す。本プロジェクトでは、取得企業に支配企業以外の株主等利害関係者がいる場合に、その財務諸表の利用目的に照らして、被取得企業の資産、負債を評価する場合の測定基礎が大きな論

点となっている。IASB スタッフは、BCUCCに関する測定アプローチとして、IFRS 第3号「企業結合」に示される「取得法（acquisition method）」に基づく現在価値アプローチ（current value approach）」と「簿価引継法（Predecessor Approach）」の使い分けを提案している。

本セッションでは、

- BCUCCに関して、IASB スタッフの開発したアプローチが、取得企業の非支配株主、貸手等の債権者の情報ニーズから見て、妥当なものか否か
- 現在価値アプローチと簿価引継法のそれぞれを、どのような場合に適用するか

に関して、CMAC メンバーの見解が問われた。

### ■CMAC における議論

#### 非支配株主の情報ニーズ

まず取得企業に非支配株主が存在する場合に、その情報ニーズについて議論された。BCUCCによって非支配持分が影響を受ける場合に、被取得企業の資産・負債に関して、現在価値に基づく情報と簿価引継法に基づく情報のどちらが、取得企業の非支配株主の情報ニーズにより適合的であるか、という問題である。

この論点について、IASB スタッフより、取得企業の株式が、取引所等の公開市場で取引されている場合にのみ、非支配株主に対して、現在価値アプローチに基づいて現在価値情報を提供すべきである、という暫定的見解が示された。これは、IFRS 第3号「企業結合」における取扱いと整合的である。

複数のメンバーが、IASB スタッフの暫定的見解に同意する一方、他のメンバーから強い異論は出なかった。ただし一名のメンバーから、コスト・ベネフィットの観点から、場合によっては、簿価引継法が適当というケースもあるかも知れない、との指摘がなされた。

### 貸手等債権者の情報ニーズ

次に、貸手等債権者の情報ニーズについて議論された。これに対する IASB スタッフの暫定的見解は、現在価値アプローチ（取得法）でも、簿価引継法でも、貸手等債権者による信用度分析の結果には、大きな影響を与えないであろう、というものであった。

この論点についても、IASB スタッフの暫定的見解に対して、複数の CMAC メンバーから支持する意見があった一方、他の委員から強い反対意見も出なかった。スタッフ見解に対する賛成意見の根拠は、信用度分析は、取得企業である子会社レベルではなく、支配企業（親会社）レベルで行われること、貸手等債権者にとってキャッシュフローに関する情報が一義的に重要であり、現在価値情報が有用であるとしても、二義的な重要性しか持たないこと等が指摘された。

### IPO における潜在的投資家の情報ニーズ

最後に、株主が支配企業のための完全子会社同士の BCUCC に関して、IPO に参加し得る潜在的投資家の情報ニーズについて議論された。この論点に関する IASB スタッフの暫定的見解は、

- このような企業結合取引は、様々な法的形態を取り得るものの、取引の法的形態の差によって、経済実態が異なることはない
- このようなケースでは、簿価引継法に基づく情報が、IPO における潜在的投資家の情報ニーズに適合的である

というものであった。

この論点に関してコメントした CMAC メンバーは全員、スタッフ見解を支持した。また他の委員からは、反対意見は出なかった。